

## 岩沼市道路占用料条例の一部を改正する条例

岩沼市道路占用料条例（昭和51年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

## 別表（第3条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	670円
	第2種電柱		1,000円
	第3種電柱		1,400円
	第1種電話柱		600円
	第2種電話柱		960円
	第3種電話柱		1,300円
	その他の柱類		60円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6円
	地下に設ける電線その他の線類		4円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	590円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	360円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		500円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900円
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200円	
法第32条第1項第2号に掲げるもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	25円

る物件	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの				36円
	外径が0.1メートル以上0. 15メートル未満のもの				54円
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの				72円
	外径が0.2メートル以上0. 3メートル未満のもの				110円
	外径が0.3メートル以上0. 4メートル未満のもの				140円
	外径が0.4メートル以上0. 7メートル未満のもの				250円
	外径が0.7メートル以上1メ ートル未満のもの				360円
	外径が1メートル以上のもの				720円
法第32条第1 項第3号に掲げ る施設	自動運行補 助施設	法第 2条 第2 項第 5号 に規 定す る自 動運 行装 置に よる 検知	地下に設け るもの	長さ1メートルにつ き1年	4円

		の対 象と して 設置 する 導線 その 他の 線類	その他のもの		12円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	960円
		その 他の もの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	600円
		その 他の もの	地下に設けるもの		360円
		その他のもの			1,200円
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートルにつき1年	1,200円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの			
		階数が3以上のもの			
	上空に設ける通路				950円
	地下に設ける通路				570円
	その他のもの				1,200円

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	190円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	190円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	190円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900円
		電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識、バス停留所標識等に添加された広告物(電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識、バス停留所標識等に巻き付けて添加された広告物(以下「巻付広告物」という。)を除く。)		1,330円
		及び建物、塀、その他公共物の区域外の工作物に添加され、公共物の区域内に突出する広告物		
		巻付広告物		665円
	標識		1本につき1年	960円

旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19円
	その他のもの	1本につき1月	190円
幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	19円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	190円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900円
	その他のもの		950円
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,200円
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	190円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			120円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.013を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.018を乗じて得た額

	地下（トンネルの上の 地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの	Aに0.004を乗じて得た額 Aに0.006を乗じて得た額 Aに0.008を乗じて得た額
		その他のもの	Aに0.026を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.017を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.026を乗じて得た額

令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車 国道若しくは自動車専用道路 (高架のものに限る。)の路面 下に設けるもの	Aに0.017を乗じ て得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じ て得た額
	その他のもの	Aに0.034を乗じ て得た額
令第7条第14号及び第15号に掲げる施設		Aに0.034を乗じ て得た額

#### 備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満である

とき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

7 本表に記載のないものについては、市長がその都度本表に該当する占有物件を類推し、本表の占用料を運用する。

8 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。